

行政内部事務システム等再構築にかかる募集要項

1 募集の目的

本市では、「滝川市DX推進計画」(以下、「DX推進計画」という。)に基づき、DX推進を行っていくこととしており、全庁的な業務BPRを実現し、働き方改革を支えるシステム環境について再構築を行うものである。

本市の多くの職員が利用するシステムであることから、システムにかかる費用の抑制、業務の効率化、ペーパーレス化の推進や電子決裁の導入等、現状の課題解決に加え、可能な限りパッケージ標準仕様による導入を行うものとし、公募型企画提案方式により最適な事業者を選定するものである。

2 事業概要

(1)事業名

行政内部事務システム等再構築事業

(2)利用期間

サーバ構築費及びシステム導入経費:60 カ月の長期継続契約、R7年度内開始を想定

稼働後のシステム利用料:単年契約(各システムについて本稼働後 60 カ月利用予定)、R8年度開始を想定

なお、各システム稼働時期については、人事給与・庶務事務は令和8年度稼働、財務会計・文書管理は令和9年度稼働を予定している。

※契約に関しては、優先交渉事業者と別途協議を行うものとする。

(3)業務内容

別添「行政内部事務システム等再構築事業仕様書」のとおり

(4)提案上限額

246,064,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

※サーバ構築費及びシステム導入経費と各システムの稼働後の 60 カ月のシステム利用料を合算した額

(5)担当部署

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番 15 号

滝川市総務部総務課デジタル推進室(滝川市庁舎 7 階)

電子メール:densan@city.takikawa.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 国、都道府県又は市区町村が発注した同種・類似業務を受注し、履行完了した実績があり、確実に履行できるものであること。

(2) 本業務に係る申請の資格については、法人又はその代表者が次のアからキまでのいずれにも該当しないものであること。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当するもの

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しないもの又は入札執行日前6月以内に手形

若しくは小切手を不渡りにしたもの

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条に基づく更生手続開始の申立てが行われたもの

エ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づく再生手続開始の申立てが行われたもの

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないもの(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にあるもの又は役員が暴力団の構成員等であるもの

カ 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成 11 年滝川市告示第 43 号)第 2 条第 1 項若しくは第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されているもの

キ 国税、地方税に滞納があるもの

4 企画提案審査の手続き

(1)スケジュール

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ア 募集要項等の公表 | 令和 7 年 3 月 25 日(火) |
| イ 募集要項等に関する質問 | 令和 7 年 4 月 2 日(水)17 時まで |
| ウ 参加表明書の提出期限 | 令和 7 年 4 月 2 日(水)17 時まで |
| エ 質問に対する回答 | 令和 7 年 4 月 7 日(月) |
| オ 企画提案書の提出期限 | |
| 電子データ | 令和 7 年 4 月 30 日(水)17 時まで |
| カ プレゼンテーション・デモンストレーション(予定) | 令和 7 年 5 月 13 日(火) |
| キ 審査結果の通知・公表(予定) | 令和 7 年 5 月 15 日(木) |

(2)質問・回答

募集要項等に関する質問は、質問書(様式第 1 号)により以下のとおり提出すること。

- | | |
|--------|------------------------------------|
| ア 提出期限 | 令和 7 年 4 月 2 日(水)17 時まで |
| イ 提出方法 | 電子メールにより提出すること。 |
| ウ 回答 | 回答は令和 7 年 4 月 7 日(月)公式ホームページに掲載する。 |

(3)参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書(様式第 2 号)により以下のとおり提出すること。

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ア 提出期限 | 令和 7 年 4 月 2 日(水)17 時まで |
| イ 提出方法 | 電子メールにより提出すること。 |
| | なお、押印のあるスキャンデータ(PDF ファイル)を提出すること。 |

(4)企画提案書の提出

参加表明書を提出した事業者は、企画提案書を作成し以下のとおり提出すること。

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ア 提出期限及び提出方法 | |
| 電子データによる提出とする。 | |
| ・提出期限 | 令和 7 年 4 月 30 日(水)17 時まで |
| ・提出方法 | ファイル授受機能により提出すること。 |

なお、参加表明書に記載のメールアドレス宛に事前にファイル送信依頼のメールを送付するので、記載された URL(送信案内ページ)にファイルのアップロードを行うこと。

- ・提出形式 WORD や PPT、PDF 形式等、一般的に使用されているファイルとし、電子データ提出とすること。

イ 企画提案書様式

企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

・企画提案内容

①本事業に対する考え方

- ・本事業の理解
- ・基本的な考え方

②会社情報及び導入実績

- ・会社情報、実施体制
- ・他自治体への内部事務システムの導入実績

※導入年度、導入団体規模(人口〇万人、職員数(正規・会計年度任用職員等の概算))、可能であれば導入団体名、導入システム等を記載することとし、導入システムや人口規模が本市と類似の案件を優先的に記入すること。

③提案パッケージ説明

- ・提案するパッケージ製品の概要、特長、特性、導入効果
- ・動作環境等にかかる情報
- ・電子化の実現範囲
- ・各システム間におけるデータ連携
- ・データ移行

④導入スケジュール

- ・契約から運用開始までのスケジュール
- ・各工程(要件定義や打合せ、研修・操作説明、稼働検証等)及び役割分担
- ・現行システムとの切替タイミング、必要に応じ並行稼働期間、データ移行工程

⑤研修概要

- ・研修内容(研修項目や実施時期、実施方法等)
- ・システム操作説明に留まらず業務効率化を実現するための工夫

⑥プロジェクト管理

- ・プロジェクトの管理方針及び手法
- ・プロジェクト管理体制
- ・プロジェクトの品質維持についての考え方
- ・市と提案者の役割分担

⑦サポート及び保守

- ・運用保守の方針及び手法、運用保守体制
※運用開始時に個別サポートを想定している場合には、サポート内容を提示すること。
- ・問い合わせ方法及び対応方針
- ・バックアップ、リカバリ及び障害対応
- ・法制度改正対応、契約終了後のデータ等の取り扱いに関する考え方

⑧追加提案

- ・業務効率化や事業継続性に資する提案を含める場合には提示すること。
- ・提案システムの将来性や拡張性についての追加提案がある場合には提示すること。
- ・仕様書等に記載のない事項であっても、本事業の目的を実現するために効果的と考えられるものについては、積極的に提案すること。ただし、経費は提出する見積額に含めること。

⑨各種一覧

- ・別紙「機能要求一覧」に対応可否等を記入
- ・提案パッケージが対応する帳票一覧及び標準サンプル

⑩経費概算

- ・サーバ構築費及びシステム導入経費と各システムの稼働後の 60 カ月のシステム利用料を合算した額を提示すること。

(5)見積書の提出

電子データ(様式第4号)を令和 7 年 4 月 30 日(水)17 時までに企画提案書の電子データとともに提出すること。

- ・サーバ構築費及びシステム導入経費と各システムの稼働後の 60 カ月のシステム利用料を合算した額を提示すること。
- ・システムごとの構築費、保守費、ライセンス費、カスタマイズ費、サポート料等の内訳がわかるようにすること。なお、既存システムからのデータ抽出費用は含まない。
- ・令和 13 年度までの各年度ごとの経費内訳についても提示することとし、参考として利用継続を前提とした令和 18 年度までの各年度ごとの経費内訳についても提示すること。(様式第 5 号)

(6)プレゼンテーション・デモンストレーション

企画提案書について、プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施する。

ア 場所・日程 令和 7 年 5 月 13 日(火)(予定)に行う。詳細は、プレゼンテーション及びデモンストレーション実施該当者に別途連絡する。

イ 審査職員会議 「行政内部事務システム等再構築業務企画提案審査職員会議」を設置し、審査を行う。なお、審査職員会議は非公開とする。

ウ 審査方法

- 1)プレゼンテーション 30 分、デモンストレーション 30 分、質疑応答 20 分、計 80 分とする。
- 2)プレゼンテーション及びデモンストレーションへの参加は8名までとし、実施体制に記載されている者が説明を行うこと。
- 3)提出された提案書による内容とし、追加資料の配付は認めない。

エ 審査基準 別表「審査基準」のとおりとする。

オ その他

- ・提案者が4者以上となった場合には、提案書等について審査職員会議において上位3者を選定し、プレゼンテーション・デモンストレーションの実施を行う。
- ・プレゼンテーション・デモンストレーション内容については、市は録画又は録音することができるものとする。
- ・デモンストレーションでは、多くの職員が利用し業務効率化や業務改善に資する内容を主に実施することとし、「庶務事務における各種手続きの電子化(届出や年末調整事

務等)」、「財務会計の支出処理の電子化(起票～審査)」を含めること。

(7) 審査結果

- ・審査職員会議の審査結果に基づき、優先交渉事業者及び次点者を決定する。
- ・審査結果については参加事業者には通知するとともに、公式ホームページにおいて優先交渉事業者の掲載を行う。
- ・提案者が1者の場合においても審査基準に基づき審査職員会議において審査を行う。

5 契約手続き

- ・審査結果に基づく優先交渉事業者と契約に関する協議を行い契約を締結する。
- ・協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。
- ・契約締結にあたっては、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、協議の結果、必要に応じて訂正、追加、削除等を行うものとする。

6 参加申請に係る留意事項

- (1) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできない。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 滝川市が選定に関し、追加書類の提出を求めるときは、それに応じること。
- (4) 滝川市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、滝川市の承諾を得ることなく、第三者に内容を提示することを禁じる。
- (5) 申請書類は、滝川市情報公開条例(平成9年滝川市条例第6号)に基づく情報公開請求により公開されることがあるので、申請者は滝川市情報公開条例に基づき、滝川市を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。
- (6) 同一の法人が複数の申請をすることはできない。
- (7) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。
- (8) 滝川市に提出した申請書類は返却しない。
- (9) 申請後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (10) 参加にあたり、提案者に生じた損害等については、滝川市は一切その責を負わないものとする。

7 受注事業者に係る留意事項

(1) 個人情報の取扱い

- ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を順守の上、個人情報の取扱いを行うこと。
- イ 受託者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用しない旨の守秘義務が課せられ、これに違反したときは、懲役又は罰金の処罰が課せられる。(契約期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又は職務を退いた後においても同様とする。)
- ウ 滝川市を通じて、業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。

- (2) 業務の一括委託を禁止する。業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、その一部について、あらかじめ滝川市が認めるときは、この限りではない。